平成20年(ネ)第675号 謝罪広告等請求控訴事件 控訴 人 マリック ベルカンヌ ほか35名 被控訴人 石原慎太郎,東京都

控 訴 理 由 書

平成20年2月29日

第1 事実誤認

1 本件第1発言前半部分について(虚偽の明白性)

原判決は、本件第1発言前半部分は、事実を摘示したものであり、これを真実であるとか、被告石原に おいて真実であると信ずるについて相当の理由があったとすることはできないと判示しているにもかか わらず、真実でないことが明らかであるといえるとの理由で、原告らの社会的評価を低下させることに はならないと認定した。しかし、一般人の普通の注意と聴き方を基準として判断すると、本件第1発言 前半部分による摘示事実が真実でないことが明らかであるとは到底いえず、この点に関する原判示は事 実誤認である。

2 本件第1発言前半部分について(発言の対象)

原判決は、本件第1発言前半部分は、フランス語に関するものであって、特定の個人に対するものではないと判示するが、事実誤認である。

摘示事実を理解するに当たっては、当該発言部分の前後の文脈も考慮しなければならないところ(最判平成9年9月9日判例時報1618号52頁等)、原判決は、本件第1発言前半部分と同後半部分とを殊更に分断し、同前半部分の理解に当たって同後半部分等の前後の文脈を考慮することを怠ったものであり、上記判例に違反し、ひいては事実を誤認するものである。

被告石原は、本件第1発言前半部分に至る文脈において、大要、次のとおり発言している。まず、(1)東京に日本の社会全体の歪みが先鋭的に現れており、教育もまたその一つの事例であると思うが、幸い、今の東京都教育委員会は、日本の将来を展望する予見性をもったメンバーが集まって、歪んだ教育の正常化をしている、このような背景とオーバーラップしながら、首都大学東京は大学教育の場で改革をしていかなければならない旨を発言している。次いで、(2)自分自身のことについて、常に流行の先端を行く男であると評価した上で、大学進学のころ、フランス語という全然役に立たない言葉がひとつのファッションとしてはやっていて、フランス文学は好きなものの一つであったから、京都大学に行って勉強しようと思ったが、家庭の事情で一橋大学に進学して公認会計士の勉強を始めた旨の経歴を披露し、結果としていい大学を選んだ気がする、東京大学で交換授業を聞き、東大というのはこんなにくだらないマルクス経済学を未だにこの時代にやっているのかという勉強にもなった、などと自らの認識を示している。そして、(3)現在、西澤学長を中心にいろいろな方に加わってもらって、首都大学東京の構想に関し議論をしているが、その中で素晴らしい意見がたくさん出て、これを実現していこうとしている旨を喧伝している。その上で、(4)この活動に対し、「非常に抵抗」があることを説明する中で、本件第2発言、次いで本件第1発言、その後本件第3発言を行ったものである。

「抵抗」についての説明内容として、被告石原は、首都大学東京構想に反対する者の人格特性に対する自らの認識を示し(本件第2発言)、これら反対者の現状に関する自らの認識として、フランス語にしがみついて、首都大学東京構想に反対のための反対をしていると主張しているが(本件第1発言後半部分、本件第3発言)、その前提として、そのようなしがみつき行為の具体的態様につき、都立大学のフランス語の受講者は1人もいない(受講者が1人もいない講座にしがみついている)と主張し、また、しがみつき行為の対象であるフランス語の特質について、(全然役に立たない言葉である等の文脈を踏まえて)数が勘定できないと述べ、(かつてはファッションとしてはやっていた等の文脈を踏まえて)現在では、国際語として失格していく運命にあると断定しているのである(本件第1発言前半部分)。

以上の文脈を考慮するならば、本件第1発言前半部分は、本件第2発言と相俟って、本件第1発言後半部分及び本件第3発言を導くための前提として述べられているのであり、都立大学のフランス語教員と

いう特定の個人に向けられたものであることは明らかである。よって、この点についての原判決の上記 認定は、事実を誤認するものである。

3 本件第1発言後半部分について(前提事実の周知性)

原判決は、首都大学東京の設立経緯や被告石原のこれに関する言動等に対する様々な抗議行動等があった事実は一般的に知られていた事実とはいえないから、発言の解釈に当たっては斟酌するべきではない旨判示するが、事実誤認である。

上記事実について報じた新聞記事等は、当審で証拠(甲47)として提出するとおりであり、平成15年10月8日から平成17年3月14日までの期間について収集し得ただけでも、200点を超えるものであって、これだけの報道がなされているにもかかわらず、「一般的に知られていた事実とはいえない」とするのは、事実を誤認するものである。

摘示事実を理解するに当たり、上記事実についての一般視聴者の知識を考慮するならば、本件第1発言後半部分は、都立大学のフランス語教員による首都大学東京の設立に関する抗議行動等を含む反対が、フランス語にしがみついている者による社会的に意義のない活動である旨を、その使用者である被告石原において、主張しているものであり、その内容は十分具体的である上に、意見の対立する労使間においてなされる発言として見ても極めて異例であることは明らかである。

したがって、本件第1発言後半部分は、原告西川及び原告菅野の社会的評価を低下させるものである。

4 本件第2発言について(対象者の特定性)

原判決は、本件第2発言前半部分について、特定人を対象とするものではないと判示し、また、本件第2発言後半部分についても、フランス語教員を個別に特定したり、原告西川及び原告菅野に具体的に言及するものでないと判示するが、これらの判示部分は、氏名への言及がない場合や、特定の集団に属する複数人に対する概括的な事実摘示の場合には、対象者の社会的評価を低下させることはないと認定するものにほかならず、事実誤認である。

最判平成15年10月16日民集第57巻9号1075頁は、「所沢市内において農業を営む者であり、ほうれん草、にんじん、小松菜等の野菜等を生産、販売して生計を立てている」上告人らについて、「本件放送は、一般の視聴者にほうれん草等の所沢産の葉物野菜の安全性に対する信頼を失わせ、所沢市内において各種野菜を生産する上告人らの社会的評価を低下させ、上告人らの名誉を毀損したものと認められる。」との趣旨の原審の判断を「是認することができる」と判示しているが、これは、対象者が客観的に特定可能であれば、これらの者に対する名誉毀損が成立しうるとことを肯定したものである。しかるに、本件原判決は、この判例に違反し、ひいては事実を誤認するものである。本件第2発言において、受講者が少ない教員とされた都立大学のドイツ語、フランス語の教員は、同発言中で氏名への言及がないとはいえ、客観的に、十分特定可能であるから(甲48、全国大学職員録)、原判決の理由によって名誉毀損の成立を否定することは許されないものである。

5 本件第2発言後半部分について(発言の対象)

原判決は、本件第2発言後半部分は、都立大学におけるフランス語講座の受講者がいなかったとの認識を与える可能性があると判示する一方で、そのような認識は、都立大学におけるフランス語講座に対して向けられるものであり、同講座の教員に対して向けられるものではない、教員の能力等個性に言及したものでないと判示するが、事実誤認である。

その理由は、前記第1の2で述べたところと同様である。当該発言部分の前後の文脈において、「こういうものに反対した連中っていうのは、もう本当にリタイアリングな保守的っていうか退嬰的な人たちばかりで」、「反対のための反対しかできなかった連中」であるなどと述べられており、教員の能力等個性に言及しているのであって、原判決の事実誤認は明らかである。

6 本件第4発言第1文, 第2文及び第4文について(発言の対象)

原判決は、本件第4発言第1文について、都立大学における仏文専攻者の人数について発言したに止まり、教員、学生及びおよそフランス語に関わる者に対して発言したものではない、同第2文について、教員数と専攻希望者数がアンバランスであることを指摘したものと理解することができるに止まり、原

告西川及び原告菅野に対する何らかの否定的発言であると聴くことはできない, と判示するが, 事実誤認である。

また、原判決は、本件第4発言第4文について、都立大学におけるフランス語の受講生が皆無に近いとの事実を指摘するに止まるものということができ、原告西川及び原告菅野の社会的評価に影響を与える発言であるとすることはできないと述べるが、事実誤認である。

その理由は、前記第1の2で述べたところと同様であるが、更に追って補充する予定である。

7 本件第4発言第3文について(発言の対象)

原判決は、都立大学におけるフランス語教員に対する非難の意味を込めて、都立大学におけるフランス 語教員とその受講者数に言及したものと認めることができると認定しているにもかかわらず、原告西川 及び原告菅野に向けられた発言ということはできないと判示するが、後者の認定は、事実誤認であり、 前者との関係では理由齟齬に当たる。

8 本件第1発言後半部分、本件第2発言前半部分及び本件第3発言(批判の範囲の逸脱性)について 原判決は、対立する意見を表明する者同士が相手方を否定的表現を用いて批判することは通常見られる ところであり、本件第1発言後半部分の文言は、そのような批判の範囲を逸脱するものとまではいえな いと判示するが、原告西川及び原告菅野と被告石原が被用者と使用者という特別な関係に立っていたと の事実を看過しており、その結果として、あたかも労使間において本件第1発言後半部分のような表現 を用いた批判が通常行われているかのごとく事実を誤認したものである。

原判決は、本件第2発言前半部分及び本件第3発言についても、同様、「対立する意見を表明する者が相手方を批判する上での批判の範囲を逸脱するとまではいえない。」、「反対の意見を表明する相手方を批判するに当たってその批判の範囲を逸脱しているとまではいえない」と判示するが、上記同様、事実を誤認するものである。

第2 判例違反及び法律の解釈適用の誤り

1 本件第2発言について(社会的評価の低下の判断基準)

原判決は、批判の範囲を逸脱するものとまでいえるかどうかの問題と、被摘示者の社会的評価を低下させるものといえるかどうかの問題とが、別の要件に関わるものであるにもかかわらず、両者を混同して判断しており、判例違反を構成する。また、原判決は、本件第2発言が人の社会的評価を低下させるものでないとする理由付けとして、「特定人を対象とするものではない」、「フランス語教員を個別に特定したり、原告36及び52に具体的に言及するものではないこと」と判示するが、これも判例違反である。

敷衍すると、判例上、社会的評価とは、人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価をいうとされ、名誉毀損の不法行為は、この客観的評価を低下させるものであれば成立しうるとされてきているのであり、「人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したもの」であるか否かの要件とは、明らかに別個の要件として取り扱われてきている。また、前出の最判平成15年10月16日民集第57巻9号1075頁からも明らかなとおり、一定の集団に属する複数人への概括的な名誉毀損も可能とされてきたものである。したがって、原判決の上記判断は、以上の判例に違反するものである。

2 本件第3発言について(事実を基礎としての意見ないし論評の表明による名誉毀損)

原判決は、本件第1ないし第3発言が、平成16年10月19日に東京都庁第1庁舎5階大会議室において開催された首都大学東京のサポートを目的とする「ザ・トウキョウ・ユー・クラブ」の創立総会において行われた発言であることを認定しており、本件第1ないし第3発言が、被告石原による1回の祝辞の際の一連の発言であることは、当事者間に争いがない。にもかかわらず、原判決は、何ら合理的理由を示すことなく、本件第1ないし第3発言を、第1発言前半部分、第1発言後半部分、第2発言前半部分、第2発言前半部分、第2発言前半部分、第2発言前半部分、第2発言が表されたついて原告らの社会的評価を低下させるものであるか否かの結論付けを示すという判断手法を用いている。しかし、かかる原判決の判断手法は、摘示事実を理解するに当たっては当該発言部分の前後の文脈も考慮しなければならない旨を判

示する最判平成9年9月9日判例時報1618号52頁に違反するものである。

ところで、ある事実を基礎としての意見ないし論評の表明による名誉毀損については、判例上、「意見ないし論評の前提としている事実が重要な部分について真実であることの証明があったときは、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り」違法性を欠くとされており(最判昭和62年4月24日民集41巻3号490頁、最判平成元年12月21日民集43巻12号2252頁、最判平成9年9月9日判例時報1618号52頁等)、換言すれば、前提事実とこれを基礎とする意見ないし論評とを対にして、その違法性の有無が判断されてきたものである。

この判例法理に基づき、本件第1ないし第3発言を、その前後の文脈も考慮した上で理解するならば、これらの発言は、少なくとも原告西川及び原告菅野に関する限り、フランス語は数を数えられない言葉である、フランス語は国際語として失格していく、都立大学にはフランス語教員が8人いるにもかかわらず、同教員らの講座には受講者が1人もいないという真実でない摘示事実を前提とし、これを基礎に、本件第1ないし第3発言の全面にわたって、同原告らが、フランス語受講の需要がまったくないにもかかわらず、その保守的かつ退嬰的考えから、自らの都立大学における地位と職を守るためだけに、首都大学東京の設立とこれに伴うフランス語関連講座の縮小に反対しているなどと断定的に主張し、もって、原告らの人格的価値についての社会からの客観的評価を低下させる意見ないし論評を行ったものであることが明らかである。したがって、前提事実が真実であることの証明がなく、真実と信ずるについて相当の理由があることの証明もない以上、意見ないし論評としての域を逸脱したものであるか否かにかかわりなく、違法性を有するものである。

ところが、原判決は、上述のとおり、本件第1ないし第3発言を人為的に5個に分断して、それぞれの部分ごとに判断するという誤った手法を採用した結果、「前提事実」と「意見ないし論評」とが、分断された部分を超えて、互いに結び付き合っていることを看過している(原判決が、「前提事実」と「意見ないし論評」との対応関係に言及しているのは、せいぜい、上記のように人為的に分断された各発言部分の内部においてのみである。なお、原判決の「事実及び理由」第3、1(5)(25頁)は、「本件第1発言ないし本件第4発言は、相互に関連した一連の発言であるが、それらを総合的に検討してみても、原告らの名誉を毀損・・・するものとすることはできない。」と判示するが、単なるリップサービスに過ぎず、その判断の内実は何もないといわざるをえない。)。

原判決は、この被告石原が構築した発言の構造を看過したために、本件第3発言について、「都立大学のフランス語教員を揶揄あるいは愚弄するものであって」「不適切な発言であるということができる。」と判示しているにもかかわらず、「そのことだけから、法的保護に値するほど人の社会的評価を低下させるものということはでき」ないとしている。しかし、かかる原判決の判断手法は、判例によって確立された上記判断枠組みを逸脱するものであり、判例違反は明らかである。さらに、原判決は、批判の範囲を逸脱するものとまでいえるかどうかの要件と、被摘示者の社会的評価を低下させるものといえるかどうかの要件とを、殊更混同させることにより、原告西川及び原告菅野の社会的評価を低下させるものということはできないと結論付けており、この点も、二重の意味で判例に違反するものである。

3 名誉感情の侵害の点について

原判決は、本件発言を、本件第1発言前半部分、同後半部分、本件第2発言前半部分、同後半部分、本件第3発言、本件第4発言の第1文ないし第4文の9個に分断して、そのそれぞれについて、直ちに法的保護に値する名誉感情の侵害があったということはできない、原告らの名誉感情を法的保護に値するほどに侵害するものということはできない、などと判示するが、いずれも民法709条の解釈適用を誤ったものである。この点については、更に追って補充する予定である。

以上